

北上市独自の**中小企業向け賃上げ支援を実施**します
(時給換算**40円以上の賃上げ**が対象)

国の重点支援地方交付金活用事業
北上市賃上げ支援補助金

補助額

従業員1人当たり3万8千円

同一の申請者につき**上限190万円** (50人まで)

申請期間

令和8年2月24日から令和8年12月25日まで

同一の申請者につき**申請は1回限り**

補助対象

以下の全てを満たす事業者

- 岩手県実施の物価高騰対策賃上げ支援金の支給を受けていないこと
(賃上げ対象期間：R7.10～R8.9)
- 中小企業者であって、個人事業主又は法人であること
- 市内に本店、支店、営業所等の事業所があること
- 市内の事業所に常時使用する従業員を1人以上雇用していること
- 納期の到来している市税に滞納がないこと
- 性風俗関連特殊営業を行っていないこと
- 経営等に暴力団が関与していないこと
- 公的機関から2分の1以上の運営費を得ている法人等でないこと
- 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は更生手続きを行っていないこと

補助要件

以下の全てを満たすこと

- 賃上げ前月と比較して**時給換算で40円以上の賃上げを実施**していること
算定対象期間：**令和7年10月1日から令和8年9月30日まで**
対象従業員：市内事業所に勤務する正規又は非正規雇用労働者
(非正規労働者は週所定内労働時間20時間以上の者)
- 賃上げ後の賃金支給実績が1月以上あること
- 賃上げ後の賃金水準を1年間継続すること

その他

**申請様式、その他詳細については
市ホームページを参照ください**

ホームページ
QRコード→



申請相談

本庁舎3階1番窓口
(商業観光課)

平日のみ
午前9時～12時、午後1時～5時

申請方法

郵送のみ：〒024-8501北上市芳町1-1商業観光課あて

申請書類

以下の書類を提出ください（原則郵送提出）

特記無き場合は写しで可、様式等は市ホームページでダウンロードできます

- 北上市賃上げ支援補助金交付申請書兼請求書（様式あり） ※**原本提出**
- 履歴事項全部証明書（取得後3カ月以内） ※**法人のみ**（登記情報提供サービス可）
- 住所が記載された身分証明書 ※**個人事業主のみ**
- 直近の確定申告書（第1表）
- 法人事業概況説明書 ※**法人のみ**
- 青色申告決算書又は収支内訳書 ※**個人事業主のみ**
- 支給対象従業員の一覧（様式あり）
- 賃金計算シート（様式あり）
- 支給対象従業員に係る労働条件通知書又は雇用契約書
- 賃金改定月及び賃金改定月の前月分の賃金台帳
- 補助金振込先口座情報の表紙及び見開き面
- 市税滞納無し証明（市役所本庁舎13番窓口で取得） ※**原本提出**
（上記以外にも必要な資料を求める場合があります）

Q & A

Q 賃上げに対して他の補助金と併用は可能か。

A 岩手県の実施する賃上げ支援金以外（北上市生産性サポート補助金等）は併用可能と認識しております。詳細については、個別に相談ください。

また、他の補助金での要件で併用不可とする場合もありますので留意ください。

Q 最低賃金以下の従業員に対する賃上げでも補助金の対象となるか。

A 賃上げ後の賃金が最低賃金を上回っており、かつ、最低賃金との差額を追給済みの場合に対象となります。

Q 国の賃上げ促進税制を利用している場合、補助金の対象となるか。

A 補助金の対象となりますが、補助金支給額分は税制優遇額から控除されることとなります。詳細は、所管の税務署に確認ください。

Q 支給要件に「賃金引き上げ後の賃金水準を1年間継続すること」とあるが、業績悪化等で賃金引下げを行った場合はどうなるか。

A 支給要件に反するため、返還を求められることとなります。

Q 事業専従者は対象とならないのか。

A 労働者の定義から外れるため、本補助金の対象とはなりません。

Q 大企業の子会社や孫会社は対象となるか。

A 子会社等のいわゆる「みなし大企業」については、本補助金の対象とはなりません。

Q 複数の店舗がある場合はそれぞれ申請してよいか。

A まとめての申請となります。

Q 岩手県の実施する賃上げ支援金との違いは何か。

A 主な違いは以下のとおりです。（詳細は当市と岩手県にそれぞれ確認ください。）

【補助算定対象】

北上市：対象期間に時給換算**40円**以上の賃上げをした**市内**事業所に勤務する労働者

岩手県：対象期間に時給換算**60円**以上の賃上げをした**県内**事業所に勤務する労働者

【補助額】

北上市：対象従業員1人当たり **3万8千円** 上限**190万円**（50人まで）

岩手県：対象従業員1人当たり **6万円**又は**8万円** 上限**400万円**（50人まで）